

個人住民税の定額減税について

宮城県加美町

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として令和6年分所得税および令和6年度個人町民税・県民税（住民税）において定額減税が実施されます。加美町で個人住民税が課税される方についても同様に定額減税が実施されます。なお、個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

前年の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき 1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方（※）がいる場合は、令和7年度個人住民税において1万円の定額減税が行われます。
※納税義務者本人の前年の合計所得が1,000万円超で、かつ、合計所得が48万円以下の配偶者を指します。

徴収方法（令和6年度分）・・・定額減税の対象となる方

1. 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が、令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



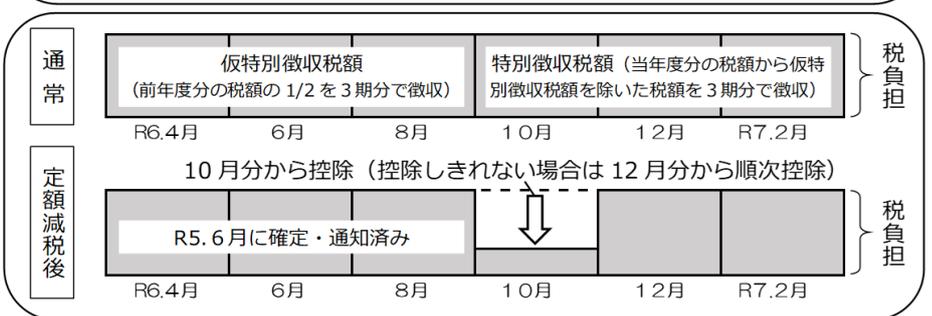
2. 普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



3. 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の税額控除欄に記載があります。
- 定額減税は住宅ローン控除や寄附金控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



内閣官房 HP



国税庁 HP